

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 令和元年11月6日(水)午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

主催者 小野瀬 厚 (宇都宮地方裁判所長)

司会者 岡田 健彦 (宇都宮地裁刑事部部総括判事)

裁判官 柴田 誠 (宇都宮地裁刑事部判事)

検察官 竹田 基樹 (宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 小杉 裕二 (栃木県弁護士会)

裁判員経験者

1番 男性 (殺人被告事件に裁判員として関与)

2番 女性 (殺人被告事件に裁判員として関与)

3番 女性 (住居侵入, 強盗致死, 強盗致傷被告事件に
裁判員として関与)

4番 男性 (殺人被告事件に裁判員として関与)

5番 男性 (住居侵入, 強盗致傷, 詐欺被告事件に裁判員として関与)

6番 男性 (殺人, 承諾殺人被告事件に裁判員として関与)

7番 男性 (住居侵入幫助, 強盗致傷幫助被告事件に裁判員として関
与)

8番 女性 (殺人被告事件に裁判員として関与)

4 議事要旨

別紙記載のとおり

以上

(別紙)

司会者

それでは、裁判員経験者意見交換会を始めたいと存じます。まず初めに、宇都宮地方裁判所の小野瀬所長から御挨拶を申し上げます。

主催者

宇都宮地裁所長の小野瀬でございます。裁判員経験者の意見交換会を開催するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、この意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、昨年の10月から今年の7月までの間に実施されました裁判員裁判に裁判員として御参加いただき、多大なる御尽力と御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。この裁判員制度でございますが、平成21年5月にスタートいたしまして、本年の5月21日で開始から10年を迎えたわけでございます。当庁におきましても、今年の8月末現在の時点でございますが、207名の被告人が裁判員裁判の対象として起訴されまして、これも同じく今年8月末の時点ですが、200名の被告人に対して裁判が行われました。このように、当庁におきます裁判員裁判は、本日御出席いただきました皆様方を始めといたします県民の皆様の高い意識と理解に支えられて、これまでおおむね順調に運用されてまいりました。また、全国で実施されております裁判員経験者の方々へのアンケート結果などを見ましても、非常によい経験と感じたという声を大変多くいただいているところでございます。

本日皆様に御参加いただいて意見交換会を開催させていただきましたのは、実際に裁判員裁判を御経験された皆様の御意見を伺って、国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感ですとか負担感、こういうものを少しでも解消していただくとともに、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただいて、制度をより良きものにしていきたいと、こういう趣旨によるものでございます。本日御出席いただきました皆様方におかれましては、このような意見交換会の趣旨を

踏まえまして、是非とも忌憚のない御意見をお聞かせいただければと存じております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、本題に入りまして意見交換会を進めてまいりたいと存じます。まず、司会を担当させていただきます当庁刑事部の部総括判事の岡田と申します。どうぞよろしく願いいたします。簡単な自己紹介ですが、本年4月に前任の千葉地裁裁判長から宇都宮地裁に転勤になりまして、この半年余りにわたって携わってまいりました。裁判員裁判との縁は、その前々任の頃からございまして、もう8年ぐらいは裁判員裁判に携わっております。ただ、本日は宇都宮の事件が題材になっておりますので、その点、私自身は直接は存じないものですが、柴田裁判官も呼んでおりますので、合わせて、司会とその補充をさせていただければと思います。どうぞよろしく願いします。意見交換会の進め方ですが、初めに法曹三者、御列席の皆様から自己紹介を簡単にさせていただいた後に、経験者の皆様が担当された事件の内容をこちらで、これは柴田裁判官にお願いしようと思っておりますが、紹介して、それでそれぞれの方に全体的な感想、印象を一言ずつ伺っていきたいと思っております。その際は、裁判員裁判に携わってどんなふうに分が変わったかなんていうお話も聞かせていただければ、変わらないという方もいらっしゃるかもしれませんが、うれしく思います。そして、裁判の手續に沿って意見交換を行い、その後、本日いらっしゃっているマスコミの方々の質問を受け付けるという流れにしたいと思っております。時間は2時間を予定しておりますので、4時30分までということをお願いいたします。では、まず裁判官から自己紹介をしたいと思っております。柴田裁判官、お願いいたします。

裁判官

当裁判所で刑事裁判を担当しております裁判官の柴田です。よろしく願いいたします。宇都宮には刑事の合議体が2つありまして、そのうちの一つの合議体でこの4月から裁判長をしております。今回、皆様にお集まりいただいた事件のうち、昨年度実施されたものについては、大半の事件について右陪席として関与させていただ

いて、今年度実施されたものについては裁判長として関与させていただきました。
経験者の皆さんからいろいろな御意見をいただいて、今後に活かしていきたいと思
います。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

では、次に竹田検察官、お願いします。

検察官

検察官の竹田です。よろしく申し上げます。宇都宮地方検察庁には昨年から勤務
しておりまして、捜査と公判、裁判の立会いをしています。今回話題に上がる事件の
中で、何件かは私も実際裁判に立ち会わせていただいた事件です。裁判員裁判が始
まって10年ですが、検察庁でも市民の皆さんになるべく分かりやすく、御負担少
なく御判断いただけるように努力しているところではありますが、皆さんの忌憚のな
い御意見をまた賜って、今後に反映させていきたいと思しますので、よろしくお願
いいたします。

司会者

弁護士会から小杉弁護士、お願いします。

弁護士

栃木県弁護士会の小杉と申します。栃木県弁護士会の刑事弁護センター運営委員
会というところの副委員長を務めております。本日、皆様からお伺いした貴重な御
意見を弁護士会に持ち帰って、今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思ってお
ります。よろしく申し上げます。

司会者

それでは、意見交換に入っていきたいと思えます。まず、御列席の方々がどんな事
件を担当されたかということと全体的な感想を伺ってまいりたいと思えます。順次
御発言いただきますが、まず1番さんと2番さん、同じ事件に関わられたというこ
とで、これが殺人事件、平成30年10月に行われた裁判ということで、どんな事件
であったかということ柴田裁判官から簡単に説明してください。

裁判官

家庭内暴力の事件で、父親のちょっとした言葉に刺激されて、息子さんが刃物を持ち出して、つかみ合いみたいになる中で、刃物がお父さんの腹部に刺さってしまい、お父さんが亡くなったと、こういう事件です。殺意があったかどうかということが争われました。その事件の目撃者というのはお母さんはいらっしゃったんですけど、お母さんは前後の状況しか把握しておられなくて、犯行そのものの状況を見ていない人はおられなくて、被告人本人もそのときの記憶がない、その瞬間の記憶というか、犯行時の状況の記憶がないということで、どういう状況で事件が起きたのかという事実認定が問題になって苦労した事件ということになります。結論としては、殺意は認定できないということで傷害致死ということになって、求刑が懲役10年だったところ、3年6か月の実刑になったと、こういう事件でした。

司会者

審理は6日間と伺っています。さて、ちょっと思い出していただいて、この事件に関与された、まず1番さんから、御感想その他お伺いできればと思います。よろしくお願いします。

1番

1年前のこの事件、私も殺人事件の裁判員として、非常に緊張しながら臨んだわけですけども、裁判員を初めて経験する中で、裁判全体というよりは裁判所に来ての第1回の印象なんですけど、私たち裁判員を非常に和ませるというか、フレンドリーな意見、どうしてもかたくて出ないんです。そういうところをちょうど担当された柴田裁判官なんかの方々が非常に温かく接していただけたということで審理がスタートできたかなというふうに思っております、大変ありがとうございました。また、私も裁判の仕組みというものは全く存じなかったわけなんですけど、こういうふうにして裁判が進行するんだな、いろいろと具体的な、出された証拠をきちっと検証していくんだなということがよく分かったかなと思いました。生活に変化が生じたことがあるかという御質問に対してですけども、この内容が、親子げんかの中

で、ふとした、かつとした中でそういう衝動が行為として殺人につながってしまうということで、私もかつとして何か怒ってしまうようなことがないように、そのようなところを静めてやるんだというふうに言い聞かせるようにいたしました。

司会者

ありがとうございました。同じ事件ですけど、2番さん、御感想をお願いします。

2番

私も裁判について考えるとかそういう経験ももちろんないですし、法律みたいなものも全然理解しないでの参加でして、とても不安だったんですけど、裁判官の方とか皆さんの和やかな雰囲気の中、分かっているなくても教えていただけるということで、とても分かりやすく、裁判を一緒に考えるということでいい経験をさせていただいたと思っております。責任のある大事な、重要なことですので、無責任な気持ちでは臨めないと思って、一日一日緊張しながら参加していましたが、とてもいい経験であったということで良かったです。生活に変化という面では、やはり日常の中で起こり得る事件なのかなという、家族とかそういった事件でしたので、人ごとでもないという部分も感じながら、事件がこういうふうにかかることもあるんだなというふうに生活面では感じまして、ニュースとかにも関心を持つようになりました。

司会者

殺人事件ということですけど、何か心理的な部分で。

2番

心理的な面では、やはりちょっと家族の内容でしたので・・・。

司会者

重い感じが。

2番

そうですね。気持ち的には、立場として被害者でありながら、家族の方とのということのつらさみたいのはありましたけど、別に精神的にちょっと自分がおかしいと

か、そういうふうになることはなかったですけど。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に3番さん、御担当いただいたのは強盗致死関係の事件ですね。柴田裁判官、どんな事件だったか説明をお願いします。

裁判官

民家に押し入って強盗したという事件で、30万円ぐらいの金品を奪ったということなんですが、その際、家人の2人の方がいらっしゃって、そのうちの1人の方の顔面を殴ったりなんかして死亡させてしまった。もう1人の方についても刃物で太ももを刺すなどの暴行を加えてかなりのけがをさせたと、こういう事件でした。2人、中に入った人がいた事件ですけども、そのうちの1人が今回の事件の被告人です。被告人は少年で、量刑が問題となった事件で、結論としては、8年から15年の不定期刑ということで言い渡されたという事件です。

司会者

登場人物、関係者の多い事件で、まだこの裁判、全員が終わってはいないというものだと思いますが、この実行犯の人が起訴されて、その裁判に関与されたのが3番さんということで、御感想等を伺えればと思います。

3番

最初、こういう裁判員裁判に選任されるというような書類を見たときに、まさか自分がという思いがありました。すごく緊張はしたんですが、でもいいチャンスだとか、私は望んで行ったほうだったので、すぐに参加できるようにということをお願いしたような気がします。来てみましたら、やはりすごく御親切な対応、それから先ほどもおっしゃっていましたが、フレンドリーな感じで、最初の思い描いていたような極度な緊張があるようなという、そういう想像がすぐに打ち消されて、本当に真剣に取り組めるムード、態勢を作っていただけたと思います。審理として4日間だったんですけども、あっという間に終わってしまいました。

司会者

4日間だと、割と裁判員裁判としては短いほうだったと思います。3日とか2日もあるんですが。それでもそれなりの大変さがあったんですよね。

3番

やはり少年ということで、細かなところにも気を配るといような感じで、皆さん意見を出されていたと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、先に進ませていただいて、4番さんの事件、これは兄弟を包丁で刺したという事件ですか。柴田裁判官、どういう事件だったんですか。

裁判官

これは兄弟間の長年の確執みたいなものを背景にした殺人事件で、うっぷんというか、ある意味たまっていたものが、いら立ちが募っていったところに被害者であるお兄さんから、いきなり理由もなく殴られたみたいなことがあって、それで包丁を持ち出したところ、謝らないばかりか、自分を見下しているような態度をとられたというふうに受けとめて、それで衝動的に怒りが募ってしまい殺害に至ってしまったと、こういう事件で、経緯をどういうふうに量刑に反映させるかというのが問題になった事件です。事実関係には争いがなくて、量刑が問題になった事件で、結論としては懲役10年ということになった事件です。

司会者

求刑が懲役10年で求刑どおりの結論ということですね。これに参加されて、4番さん、御感想などを承りたいと思います。

4番

殺人事件を担当するということが不安面がとても大きくありましたけれども、やはり裁判官の皆様方のサポートがあり、とても親切にしてくれたおかげで、全然不安も、また法律の面でもとても心配なく裁判することができて良かったと思います。また、これを経験したことで、やはり物の考え方や見方ということが大きく変わり

ました。以上です。

司会者

どんなふうになりましたか。

4 番

やはり殺人とかそういった記事を見ますと、なぜそういうことになったのか、どうしてそういったことになってしまったのかということで深く考えるようになりました。

司会者

日ごろニュースなどを御覧になって、いろいろ考えてしまうということがありますよね。私もありますが、この事件、自分だったらどういうふうに裁判するんだとか、どういう刑にするんだらうって考えてしまうことはあります。ありがとうございます。

次の事件は、また複雑な事件で、5 番さん、これは特殊詐欺と強盗致傷がくっついている事件ですけど、柴田裁判官、どんな事件でしたか。

裁判官

2つの事件から成り立っているんですけど、1つ目の事件が民家に押し入って500万円以上の金品を強奪して家人にけがをさせたという侵入強盗の事件、それからもう一方の事件がいわゆる特殊詐欺の事件ということになっています。両方とも被告人自身は犯罪行為、実行行為そのものには関与していなくて、背後にいる立場で、関与の有無、関与したかどうかということそれ自体が争われていたという事件でした。両方とも結論としては共同正犯者だということで有罪になって、懲役10年という結論になっています。2週間近くかかったという事件でした。

司会者

11日間かかっていますので、本日の中ではスケジュール的には最長ということで、論点も多くて大変だったんじゃないかなと思うんですけども、5 番さん、これに参加していただいて、どんな御感想でしたか。

5 番

私としては、初めての裁判員ということで、法廷に入るのもこれが初めてということで、いざ始まるとなると、かなり緊張しました。最初は、本当に裁判についていくので精いっぱいだったなということを記憶しています。また、評議のときも、かなり11日間ということなのですが、とても苦勞した思い出があります。供述調書とか通話記録ですとか、証言等から一つ一つ考え抜くということはふだん余りしないことなので、ふだん使わない頭を使ったという形で、かなり苦勞したなという思い出があります。ただ、評議に関しては、法律の知識がなくてもできたなと思っています。裁判官の方にも要所要所でポイントとかを説明していただいたりしたので、納得できるような結論が出せたのかなと思っています。いい経験になったなと思っています。その後、変わったことなのですが、テレビや新聞のニュースなどで特殊詐欺とかの事件を見たときには、犯罪をした側の組織の流れはどうなっているのかなとか、その中でこの人の役割はどんなものなのかなというのをちょっと考えるようになりました。裁判員を経験する前よりも犯罪をする側への関心が強くなったような気がします。

司会者

ありがとうございました。犯罪をする側の気持ちなんて普通考えないですもんね。でも裁判を経験すると、そちらの側にも内部的に、いろんないきさつやら事情やら役割があつてということを知ってしまうので、視点が変わるというのはあるかもしれませんね。それにしても、この事件は大変だったと思います。それでは次に進みまして、6番さんが御担当された事件ですが、これはまたいたたまれない事件で、殺人と承諾殺人ということで、私は判決を見て非常に心が痛んだんですが、柴田裁判官、どんな事件ですか。

裁判官

いわゆる介護殺の事件でして、被害者の方は2人いらっしゃって、1人が認知症のお母さん、もう1人が障害のあるお姉さんという事件でした。この御家庭では従

前、介護はお父さんが担っていたんですけど、そのお父さんが亡くなって、それで被告人の夫婦が介護を担うことになるんです。被告人は仕事をやめて介護に専念することになるんですけど、その時期に認知症のお母さんの状態が悪くなっていて、一気に介護の負担が重くなった。それで、1年足らずでこういう負担を妻子に残していくことはできないというふうに思い詰めてしまって、被害者らを道連れに心中しようと決意した。お母さんとお姉さんに睡眠薬を飲ませて車で連れ出して、どこか高速道路のパーキングエリアみたいなところで車をとめて、そうしたところお母さんが目を覚まして、お母さんに「もう死のう」という話をして、お母さんの承諾を得て、お母さんは承諾殺人、お姉さんのほうは、そのまま普通の殺人ということになったという事件。これも量刑が問題になった事件で、こういういきさつをどういうふうに受けとめるかということが問題になった事件で、結論としては懲役6年ということになっています。

司会者

では、6番さん、かなり重い事件だったと思いますが、どのような御感想をお持ちですか。

6番

自分も裁判所に来るのは人生で初だったんですけど、やっぱり裁判官の皆さんはお役所的な感じなのかなと思ったんですけど、分かりやすく結構朗らかな感じでみんなを引っ張ってってくれたので、とてもやりやすかったです。まず、そんな感じのことを世間に知ってもらう一つの事案ですか、そういうのを1回やっても、固くはないよというのは世間に広めたほうがいいと思います。自分が受けた事件のほうは介護が軸になっているんですけど、実際は自分の母親も今介護認定を受けているんで、それがちょうど当時重なってましたので、うちのほうもおやじが介護をしているような感じになっていますんで、家はちょっと離れているんですけど、この事件をやってからは、ちよくちよく実家に帰るようになったり、介護の手伝いですか、そういうのは今までよりはかなり多くなりました。一応事件の内容とかを考え

ると、やっておかないと、いざ自分の家も兄弟とかでも他人ですんで、どうなるか分からないので、そこら辺が裁判終わった後、自分が変化したところだと自分は思っています。

司会者

ありがとうございました。大変な事件、しかも重い事件ですよ。それでは、先に進ませていただいて、7番さんの事件、これは3番さんの事件の関連です。正確には同じ事件ではないんですけど、2回事件を起こしてしまっていて、そのうちの1回目の事件関連で行われたのが7番さんの事件です。柴田裁判官、どんな事件ですか。

裁判官

3番さんがやられた事件の同じ被害者の家に同じ犯行グループというか、その人たちが先行して1回入っていたとか、前に入っていたと、こういう事件です。3番さんの事件が7月に起きて、こちらの事件は5月に起きていて、5月に同じ家に押し入って金品を奪おうとしたけれども失敗したと、そういう事件です。その事件にこの被告人は車の運転手役として関与して、幫助犯ということで起訴されたという事件です。この事件では、車の運転手役として関与するについて、強盗が行われるということを知っていたかどうかということが争われたわけです。結論としては、強盗が行われる、強盗に発展することがあり得るということを知っていたという認定になって、強盗致傷の幫助犯ということで有罪になりました。それで、結論としては幫助犯ということで、懲役2年6か月について4年間執行猶予がついたという形になっています。

司会者

参加された7番さん、どんな御感想をお持ちでしょうか。

7番

裁判員の通知がきたときはびっくりして、自分なりに社会に貢献できることはしておこうかなということで、たまたま体を壊して無職になっていたんで、気楽に参加できたという部分もあるんですけど、家族からは「とんちんかんなことを言って

周りの人を困らせるんじゃないよ」なんてくぎを刺されていたんですけど、多少はあったかなとは思いますが、何とか参加できて良かったかなと、自分なりにちょっとは役に立てたかなということで、内容はよく分からないことも多かったんですけど、自分なりにいろいろ考えてやってみました。裁判員になって裁判を通して、被告人の将来のことが何か心配になったという体験がありまして、今までは家族とか本当に親しい人の将来しか心配しなかったのが、全然関係ない人の将来まで大丈夫かなと思えるようになったということは、何か自分なりに人間的に多少成長したのかなということで、そういうきっかけを作っていただいたことで、私としても大変感謝しております。

司会者

分からないことがあったとおっしゃいましたが、何か特にここがというのはありますか。

7番

やっぱり用語がよく分からないんです。それを結構分かりやすい事例なんかで教えていただいて、自分なりにこういうことなのかなってそしゃくできるような、そんな進め方をしていただいたので、そこは大変ありがたかったです。

司会者

説明した結果、分かるようになったということで。

7番

もありますし、結局最後まで分からない部分もあったんです。

司会者

最後まで分からなかったのはどんなことですか。

7番

どんなことだったか・・・。

司会者

分からなかったんだから思い出せないのかもしれませんが、何か覚えていらっし

やいませんか。分かりにくかったという感じなんですか。

7番

分かりにくかったのがたくさんありましたが、結構こうなのか、ああなのかって。

司会者

この事件だと、「未必の故意」とかそういうことですか。

7番

そういうことも。自分なりに調べても分からない部分もあったんですけど、説明を聞くと何となく腑に落ちるというか。

司会者

その場では。

7番

分かったつもりでいただけかもしれないんですけど。それで参加できて、自分なりに思考を進めることができたかなと思うんですが。

司会者

「幫助」という言葉も難しいですか。

7番

そうですね。ふだん使っていない言葉が出てくると、やっぱりあれっ、あれっ、あれってなっちゃうんです。

司会者

そうですね、難しい用語出てきますね、確かに。ありがとうございました。最後、8番さんの事件は、これもまたなかなか重い事件でして、不倫相手を絞殺してしまったというんですか。柴田裁判官、どんな事件だったんですか。

裁判官

男女関係のもつれからの殺人事件と一般に言われるようなもので、被害者は女性の方で、その女性の方には夫がいらっしゃったと。被告人との間では、夫と別れて被告人と結婚するつもりだと、そばにいて支えてほしいみたいなことを言っていて、

それで7年くらい不倫関係が続けていたということになります。その間に被告人のほうは東京に住んでいたわけですけど、そばにいて支えてほしいみたいなことを言われていたもので、東京から縁のない栃木のほうに来てずっと過ごしていたと。こういうことで7年くらい経ったところで、被害者の方から新しい男ができたので別れたいというふうな別れ話を切り出されて、東京から栃木に来たことについても私が頼んだわけではないというようなことを言われて、被告人は絶望して被害者の方を殺害するに至ったと。殺害するについて、被告人が自分のうちに被害者を呼び寄せたわけですけど、プレゼントがあるからそれを渡したいんだみたいなことを言って、うそをついて呼び寄せたというような経緯がありますので、衝動的な殺人というわけではなくて、計画性を持った殺人だということになると。こういういきさつがあって、一定の計画性のある殺人についてどういう量刑をするかということが問題になった事件で、結論としては懲役15年ということになっています。

司会者

アイマスクが出てきますけど、プレゼントがあるからといってアイマスクをつけさせて不意を衝くんですか。

裁判官

そうです。

司会者

すごい内容の事件ですが、8番さん、参加されてどんな御感想ですか。

8番

裁判所へ来ると、ちょっと身構えてしまうことがあって、やっぱり今まで来る機会がなかったものですから、緊張して初めて裁判所に来たのを覚えています。ただ、裁判のこともそうですけども、かなり分かりやすく裁判長の方とか裁判官の方から説明していただきましたので、分かりやすく説明するために資料を作ったり大変だったろうなとは思いますが。年齢も性別も違う方が評議で話し合ったんですけども、そういう機会がなかなかないものですから、いい機会だったなと思います。裁判員

を経験したことで生活に変化が生じた部分があるかというところなんですけども、今までテレビを見ても、どうしても殺人事件とかになりますと、被害者側に立っていたことが多くて、ひどいとか、何でこの年数なんだろうとか好き勝手、自分で頭でっかちで言っていたかと思うんですけども、今回裁判員を経験したことで、被害者側にも加害者側にも、どちらにも事情があって、何も分からないでひどいとか、何でこの年数なんだろうって言っていた自分がちょっと恥ずかしくなって、ニュースとか見たときに、何でこの年数になったんだろうって、何で殺人が起こったんだろうということを考えるようになりました。それはいい経験だったと思います。

司会者

ありがとうございました。一通り御感想等を伺ったところで、もう少し先に進んでいきたいと思います。実際に皆さんが関与された裁判の内容は少し話題にも出たんですけど、分かりやすかったですかということです。細かくやるとたくさん論点があってこれだけで終わってしまうので、今日はまとめてやりたいと思います。対象になるのは、書面がまずあって、冒頭陳述とか論告とか弁論と言われるものです。それで、法廷ではそれを読み上げたりスピーチしたりするわけですが、それ自体が、あるいはその書面が分かりやすかったかという問題が1つあります。それから、更に証拠調べとなると、調書の朗読などたくさん書面が読み上げられたりします。それが分かりやすかったですかという話と、それから証拠は調書だけではなくて人の話もいっぱいあったはずです。証人です。証人の話が分かりやすかったですかという話。これらが全体を通じて裁判全体が分かりやすかったかどうかということになると思うんですが、観点としては検察官と弁護人がいろいろとなさっていた、その内容あるいは質問、答えみたいなのは分かりやすかったですかという問題なんですけど、これについてどの点に触れられてもいいんですけど、印象的あるいは全体的にどうだったかということをお聞きしたいです。今度は、4番さんからお願いします。

4番

全体を通しまして、事前に質問内容やメモが配られていたので、把握しやすかったというふうに記憶しております。また、図やイラストを用いてくれたおかげで、実際の現場でどのようなことが起こっていたのかが、とても分かりやすく考えることができたと思っております。

司会者

この事件は包丁で刺したというものだから、現場のいろいろなイラストなんかはあったわけですね。

4番

ありました。

司会者

今写真なんかはまず出さないんですが、イラストで十分分かりましたか。

4番

はい。イラストで事細かに、例えば何が付着していたとか、血が付着していたとかも簡単ではありますが、文字で書かれていましたので、こういった状況のものになっていたのかが分かりやすくなっておりました。

司会者

4番さんの事件、自白事件で殺意等が争われるわけでもなかったんですけど、やっぱり状況というのは正しく捉えないといけませんね。それはできたということですか。ありがとうございます。では、5番さんは、審理の中身は分かりやすかったですか、どうでしょうか。

5番

検察官の方、弁護人の方、それぞれの主張を用紙にまとめて配付していただけたので、分かりやすかったです。特に私の担当したものは人間関係が複雑だったので、検察官の方が用意していただいた人間関係の相関図みたいなものは裁判を通してずっとそれを参考にしながら進められたので、助かったなと思います。供述調書の朗読についてとかも分かりやすかったかなと思っています。冷静に淡々と話している

感じだったんですが、それが逆に客観的にこちらも聞けたかなと思っております。そのほかは検察官の方の論告ですとか、こちらのほうも1枚に簡単にまとめた紙をいただいたので、すごく分かりやすかったです。弁護人の方の弁論についてなんですけれども、強盗致傷のほうだったかと思うんですが、資料は用意していただいたんですけれども、ものすごい分量だったということと誤字脱字とかが多かったということもあって、ちょっと何を言いたいのかが私のほうで理解し切れなかったかなというのがあります。被告人について無罪ということでは言っていたと思うんですが、そこまでの内容がそのとき分かりにくかったかなということのをちょっと記憶しています。

司会者

5番さんの事件は、そもそもが2つの事件が合わさっているんで、論点が多かったりして複雑なんです。その中で、まず人間関係図っていいですよ、すごく役に立ちます。私も最近、ドラマとか映画見るときも人間関係図書きながら見ていますよ。そうすると、すごく内容がよく分かって、ああ、この人がこれだったなというのを見ながら、家で見ますんで、そのぐらい実際の裁判でも、もちろん争いがないことが前提ですけど、人間関係図は便利なんだろうなと思いますけども。あとは、検察官のほうは結構分かりやすかったというお話で、弁護人のほうがちょっと、やっぱり分量が余りあると、全体が分かりにくくなっちゃったりしますよね。まとめみたいな文章はなかったですか。

裁判官

この事件は、普通に読み上げる原稿みたいなのが出てきた感じでしたか。

5番

そうです、そんな感じだったかな。

裁判官

まとめて一覧できる形になっていなくて、べったりと読み上げるものがそのまま紙で出てきたという形だったかと。

司会者

事件ごとの難しさというのはあると思うんですが。ありがとうございます。では、続いて6番さんは、全体に分かりやすかったかどうかというのはどうですか。

6番

自分は、検察官の方も弁護人の方も分かりやすく同じ方向に向いているような感じできちんと理解できるような感じを受けました。ただ、資料関係で弁護側の方のグラフとかダイアグラムみたいのを出されたんですけど、意味が分からないような表があった記憶がちょっとありました。言葉や文章的なやつはかなり分かりやすかった記憶があるので、そこら辺は大丈夫だと思います。

裁判官

弁論メモでワークシートみたいな、ここに付けていってくださいというような感じで出されたんですけど、どう使ったらいいかちょっと分からなかったという感じですか。後で、評議とかで重い、どちらでもない、軽い方向みたいな、それぞれの要素ごとにそれを自分で付けられるようにしていただいているんですけど、どういうふうを活用したらいいか、ちょっとつかみかねたと、そういう感じでしょうか。

司会者

グラフとか何かこう、図式みたいのが出たわけですか。

6番

そうです。もう三択を迫られるようなそんな感じに受けちゃうんで。

裁判官

イエスカノーかみたいな。

司会者

アイデアはおもしろいけれど、ちょっとというところですか。では、同じ分かりやすかったかという点で、7番さんいかがですか。

7番

ふだんから余りしゃべるときも文章を読むときも、長い文節がいっぱいつながっ

たというのが慣れていないものですから、話を聞くときもちょっと長くなったり、文章を読むときも長くなったりすると、途中で、あれっ、分からなくなっちゃったなんていうのがあるんで、言葉が重複して多少時間がかかっても、短い言葉や文章で説明していただけると、もっと分かりやすかったかなと思うんですが、そうすると、時間かかるんですよ。

司会者

法律家の書く文章は長いと言われてもう久しいんですけど、正確を期すために書いていると長くなってしまいうのがあるんです。もうちょっと日常の言葉、文章を短く区切って、そうすると接続詞が必要になったりするんですけど、それがやっかいなもんだから、正確に書くためにはずらっと書いてしまったりというのがあるかもしれません。主語が何回も出てきたり、ということで、日常の言葉よりは長くなっちゃったり、あれっ、主語は何だっけとか改善しなきゃいけないなというところではあるんですけど。我々の判決もそういう傾向があります。ありがとうございます。8番さん、分かりやすさという点ではいかがですか。

8番

私は、多分一番最近の事件だったので、かなりまとめられていて、分かりやすかったと思います。まとめもありましたし、資料とかもそんなに長くはなっていなかったですし。足りない部分は、例えば電話やLINEの内容とかも言っていただけたんですけど、聞き取りやすかったんで、それは分かりやすかったです。

司会者

弁護人も弁論のメモみたいのを御用意されて、それを使われたわけですね。

8番

多分最近の事件だったので、かなり分かりやすくなっているのかなと。

司会者

裁判も進化していますので、より分かりやすくなるというのはよいことだと思います。同じ分かりやすさの点では、1番さん、いかがでしょうか。

1 番

冒頭陳述から始まる裁判のところで、検察官の方、女性の方だったと思うんですけど、非常にはきはきとして、簡潔明瞭で自信たっぷりにこういうような殺人罪だと、大変強烈でインパクトがすごくて、こんなに分かりやすいのかと思いました。ただ、殺人罪なのか傷害致死罪なのかが争点となる中で、それを示さなければならぬという具体的な部分がもう少し分かりやすかったら良かったかなと。いろいろな審理をする中で、その可能性というのをきちっと殺人なら殺人と肯定できるようなものの決め手がなかったのに対して、弁護人の方は非常に対照的に声がやわらかくて、逆に、これは悪く言っているんじゃないですけど、少し弱々しくって声が小さかったです。余り聞き取りやすくはなかった。だけど、感情というのは被害者でもあり、加害者でもある家族の中に寄り添うような形で、可能性を前に押し出したという書き方で説明はあったんですけど、包丁はもつれた中でそういう可能性もあったなみたいな形をもう少し添えれば、最初から審理というところでの弁護の範囲が広がったのかななんていうふうにも思いまして、後で裁判員全員でいろいろと客観的な事実になり得るもう一つの根拠みたいなのを何時間も何時間もかけて考えるというところがあったもんですから、そういったところも弁護の争点として持ち出しても良かったのかなというような感じがしました。

司会者

ありがとうございます。この事件は殺人で起訴されていますが、結論は傷害致死に落ちたというそういう事件です。そういう特殊性があったところで、なかなか立証も大変だったのかなというところでもありますけど、同じ事件について2番さんは分かりやすいかどうかはどうですか。

2 番

初めに検察官の方の冒頭陳述のメモと話を聞いて、殺人罪ということで話があったのと、弁護人の方も殺意はなかったということで傷害致死罪になるということの主張が大きく違っていたので、そちらの可能性としては、やはり本人の部分と証人

の話とかも聞いているうちに、そのどちらに相当するのかなというふうな気持ちに実際にあり得るかどうかという話を進めていったので、初めに検察官の方の言っていることとメモの内容との違いというのを改めて読み返していくうちに主張が分かってきたという形で、初めはその違いがよく分かっていなかったんですけど、評議を進めていくうちに言いたいことというのを理解しながら進めていったという感想です。

司会者

最初は余り分かりやすくなかったと。

2番

分かりやすくは書かれていたんですけど、やはりちょっとそういうふうに進めていくんだなというのを分かりながら。

司会者

だんだん理解してきたという。

2番

そう、だんだん理解していった形でした。

司会者

ありがとうございます。この事件は、証人は出てきたんですか。

2番

はい、お母さん。

司会者

お母さんは決め手にならないかもしれませんが、そういう証人尋問を聞いていてどうでしたか。

2番

お母さんということがあったので、被害者の奥様でもあるということもあったので、お母さんであった証人の方の意見というのはちょっと気持ちが動くというのが強かったので、お母さんの証人の意見がすごく自分の中の判断しなきゃいけないこ

とというのとちょっと何か同情心みたいな気持ちが出てしまったというのもありました。

司会者

同情で判決したわけでもないんでしょうが、でもそんな感じも持ったという。

2番

はい。

司会者

いずれ有罪であれば、情状証人的な人もあるわけですよ。

裁判官

お母さんと法医学の先生が来て、犯行状況そのものを目撃している人がいなかったの、傷の状況とかそういうのからどういう状況で事件が起きたかを再現しているとしたみたいな事件だったということです。ただ、弁護人のほうでこういう状況だったら殺意がなく、刺さることもあるんだと思いますという具体的な反対仮説というか、それを提示しなかったの、評議の中でいろんな可能性を考えて詰めていく必要が出てきたというような事件でした。

司会者

1番さん、そうだったですか。

1番

目撃者になり得る唯一の人がお母さんだったんですけども、ちょうどその場を離れてしまっていたときに刺さっていたと。検察側から出された家屋の平面図があったんですけども、それもちょうど浴室の扉が開いているか開いていないかも書いていない。そういう可能性について、書いていれば体勢が崩れるから、そうなることがあり得るということがあったんですけど、検察側からの資料ですから、殺人罪を求刑するためにそこまで開示する必要があるかどうかというのもあったのかもしれない。

司会者

かなり立証の困難を伴う事件だったのかもしれませんが。ありがとうございます。
それでは、3番さん、裁判の分かりやすさという点ではいかがでしたか。

3番

資料を検察側、弁護人の方からいただきましたけども、資料だけを目を通したんでは、それは全く私たち一般人には分かりませんが、読み上げていただいたり、取りまとめのようなお話をしていただいたりということで、実際やはり聞いてみないと分からない点があります。あと私がちょっと感じたのが、4日間の中で弁護側が男性、女性と代わられたんです。そのときに、やっぱり印象が変わるというか、今まで男性の方で流れの中で聞いてきたイメージが、女性に代わったときに何かちょっと印象が変わったというか、それは弁護人が代わっただけなんだろうけども、やっぱり読み方だったり述べ方だったり、男性、女性で違ったりして、私はずっと統一されていると思っていたんですけど、途中で代わったので、ちょっと私的にはそのときに違和感を感じたのを覚えているんです。

司会者

検察官ですか、弁護人ですか。

3番

弁護側だと思います。やっぱり最初説明をいただいて、その方の意見としてイメージの中で作っていったものですから、途中で代わったときにそれが何かちょっと違和感を感じた。はっきりどういうことかというんじゃないんですけど、お一人の方がずっと通されて4日間説明して弁護側に立ってのことかと思っていたんで、ちょっと途中で代わったことが、ああ、こういうこともあるんだなというのと、ちょっと違和感がありました。

司会者

読み上げ、それとも質問ですか。何が変わったんですか。

3番

あれは3日目だったかな。2日間男性で、何か女性の方が。

司会者

しゃべる人が代わったということですか。

3番

ええ、説明とかをしていただくのに。

司会者

そういう分担は、これは自白事件ですので。

3番

分担なんでしょうけども、やっぱり私の持っていたイメージがちょっと変わったかなという。

司会者

女性になったらイメージがどうなったんですか。

3番

私的には、ちょっと分かりにくくなってしまった。

司会者

ずっと最初の人で聞いていたから、それで理解していたから、調子が変わったら分かりにくくなっちゃったということですか。

3番

はい。

司会者

そういうこともあるのかもしれませんがね。裁判員裁判の弁護、必ず複数でやりますので、1人で全部やるということは余りないんです。それで、その2人の組み合わせていろいろですから、組み合わせによるのかもしれませんがね。

検察官

確かにその裁判は、多分事件自体の内容を男性の弁護人がその少年から聞いて、生い立ちにかかわる部分は女性が聞いて、いろいろもくろみがあるんでしょうけど、そこで代わったらちょっとテンポが悪くなったんですかね。

3番

と思うんです。

司会者

検察官は、この事件に関与されているんですね。

検察官

はい。弁護人もいろいろ分担があるんで、聞いていたんですけど、多分少年のほうは男性の弁護人のほうがテンポ的には速かった部分が若干出ちゃったためかなと。

司会者

弁護士会、何かございますか。

弁護士

裁判員裁判は、分量というか役割が多いと思うので、ある程度の役割分担というのはあると思うんですけども、本当になかなか貴重な意見であると思うので、確かにできるだけ説明部分とつなげられたほうがいいのかなどは思います。

司会者

調書なんかを読み上げられるときに、男女で役割分担して検察官は読んでいったりしますよね。

検察官

はい。

司会者

被害者役は女性検察官にしたりして。

検察官

ずっと同じ人が話し続けると、ちょっと聞いていただく方には単調になってしまうのかなと思ったりもしまして、発言者が、交代したりを試みているんですけど。

司会者

弁護人も同じく交代されることもありますよね。

3番

竹田検察官の説明はすごく声もはっきりしていて良かったんですけど、女性に代わって、やっぱりトーンダウンしたというのがあって、ちょっと聞きづらかったかなというところもありました。

司会者

そういうのもあるかもしれませんね。ありがとうございます。全体的に分かりやすかったかという御質問をさせていただいて、御意見はだいたい出切ったと思いますので、このテーマはこのぐらいにしようかなと思っていますが、今回の事件の判決や当事者の主張を一応見たんですけど、やはり初期の頃、10年前頃よりは随分分かりやすくなっています。どんなに立派な内容でも余り長い文章で言われると、把握するのが難しい。目次がついていたりすることもあるんですけど、目次があったら分かりやすいかということも直ちに思わないんで、そういう場合、やっぱりまとめたような図解でも何でもいいんですけど、できればカラー刷りか何かで、こういうことを私たちは言いたいんだよという、一覧性のあるものもあわせて用意していただいたらすごくいいなといつも思ってやっているんです。今回、7つの事件がありましたけど、そういう工夫はなさっているんだと思います。それで、直ちに分かりやすいかどうかというと、そう簡単なものでもないんで、そうすぐにはいかないかもしれませんが、今日の御意見も踏まえて、より分かりやすい審理をみんなで心がけたいと思います。

それでは続いて、評議の話をしたと思います。評議というのは話合いのことで、通常、論告、弁論、結審ということがあってから何日かかけてやると思います。これは特に否認事件を担当された方はそれなりに時間もかかったでしょうし、大変だったんじゃないかなと思います。1番さん、2番さん、5番さん、7番さんがそうですね。認めている事件でも量刑で十分いろいろなことを話し合わなくちゃいけないんで、それなりの大変さがあるということで、そういった場面で話しやすかったですか、御自分の意見は十分に言えましたかというようなことです。評議の話合いの中身はよく分かりましたか、評議にかけた時間の長さ、何か長過ぎたとか短過ぎ

たとかってありますか。その中で、無罪の判決は今回はないので、皆さんが刑罰をお決めになったわけですが、そのときに、刑罰を決める考え方というのはちゃんと理解できましたかということです。行為責任という話があったと思います。こういったことについて、まとめて伺いたいと思います。全部に触れなくてもいいですので、評議について思い出していただいて、御意見をよろしくお願いします。では、7番さんから、話合いの中身、自分の意見をちゃんと十分言えましたかというのはどうですか。

7番

意見を言う前に理解するのが何か精いっぱいみたいなどころもありまして。

司会者

「幫助」とかありましたね、確かに。

7番

ええ。言葉もそうですけど、検察官の方の主張していることも、ああ、もつともだなと思うんですけど、弁護人の方の主張していることも、ああ、もつともだなと、両方とも否定しちゃいけないということでいろいろ事件の流れなんかを考えていくと、何かそういうところがふだんしていない思考になるんで、非常に難しいなど。

司会者

迷ってしまうということですか。

7番

迷ってしまうというか、考えているうちに分かんなくなっちゃうかな。

司会者

評議で話し合っていくうちに、分かるようになりましたか、どうでしたか。

7番

いろいろまとめていただき、裁判官に評議で説明して、話していただくと、ああ、そういうことなのかなと自分じゃ分かったつもりになってくるので、どっちにしようかなというのが決められた感じです。

司会者

最後は決められたんですか。どういう意見かで決めて、それで自分の意見もちゃんと出せましたか。

7番

話をしていただくというのがすごく大切だなと、理解することにいいんだなというのはすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。同じ評議の話ですけど、8番さんはいかがでしたか。御自分の意見をよく言えましたか。

8番

私は4日間だったんですけど、2日目、一旦公判が終わって、午後評議で、次の日も評議という形だったんですけど、1日目のときには、やっぱり年齢とかも全く違うので、なかなか意見が言えない方とかもやっぱりいて、ただその次の日あたりから朝早く出てきて、ちょっと話したりとか、評議の休み時間中に話したりとか、やっぱり裁判員の方も少し親しくなると話しやすくなったりとかはしました。内容についてもよく説明をしていただきましたし、丸一日評議にかける時間があって、その次判決が出る午前中も評議にかけていましたので、十分話し合いはできたかと思いません。

司会者

ありがとうございます。7番さん、8番さんは柴田裁判長の事件だったので、柴田裁判官、どんなことを評議で気を付けていらっしゃいますか。

裁判官

量刑とかを議論するときには、どんな事件がほかにありますかねとか、何か全体を見渡せるようにいろいろな事件を想像してみましようみたいな話をいっぱい出させていただいて議論したのかなと。

司会者

なるべく多くの意見を皆さんに言ってもらおうと思って、私、最初の頃のやり方と違って、順繰りに当ててしゃべってもらうということもいろいろ試行錯誤でやっています。1番さん、評議についていかがでしたでしょうか。自分の意見言えましたか。

1番

評議そのものの進め方ということで、裁判所の裁判官の方は事件を警察、検察官の方よりももっと調べるのかなとか、裁判所と警察との分担がよく分かっていなかったというところもあるんですけども、違うんですね。提出された事実のみによって、それを客観的に、なおかつ論理的に理詰めして結び付けていくというすごく細かい仕事で、脳みそから汗が出るぐらいの、毎日毎日もううちへ帰ると、へとへとになるぐらい疲れるぐらいのことをいつもやっていたらしゃるといことが分かりまして、本当に評議のときに考えに漏れがないかということの一つ一つ大前提から詰めていくというのが、最後、結論を出してしまってからこっち抜けていたよねということがないようにするというところの進め方というのはすごいなというふうに思いました。大きいところから全体から、それから、じゃ今度は殺害するときの方法に至るまで、その心情とか動作とか、そのときの体勢、体力を持っているところとかというの全部いろいろな設置しながらやっていくんだなというのが、調査というものはしないんだけど、出された資料をすごく結び付けていくという努力がすごいなというふうに思いました。

司会者

御自分の意見は言えましたか。

1番

私は、結構こうやって刺される状態になるんじゃないですかって複数いろんな方も積極的に参加されたんで、可能性はかなり出たと思います。

司会者

何か包丁の模型みたいなのがあって、これがこうきたらこうで、こうやってやっ

て。

1 番

そうです。裁判官の若い方もすごく刺され役で上手だったので。

司会者

2 番さんは、いかがでしたか。

2 番

評議のほうは予定の期間を見たときに、何をやるんだろうというふうに初め思っただんですけど、4日間くらい評議の時間というのがあったので、そうしたらやはり事実はどうだったかというのを模型を使っていろいろな方と一緒にその状況を作れるかということは何度も繰り返し違うパターンとかいろんな意見を皆さん出してやっていったので、だんだんと自分の意見を、皆さんの意見を先に聞いてから、ああ、それもあるなというふうに動きながらなんですけど、理解もだんだんできたし、最終的には自分も納得できるという状態までは話合いができたと思います。

司会者

良い評議だったという感じですね。

2 番

はい。

司会者

3 番さん、話合い、評議はいかがでしたか。

3 番

私的には、ちょっと時間が短かったように思います。ただ、本当に分からないんですけど、公判、審理の日程、日にちというのはどこで決まるんでしょうか。4日間、6日間とか。

司会者

検察官、弁護人と我々で話し合って、なるべく必要な限度で日にちをとってやるんです。3 番さんの事件は自白事件になっていたんで、ちょっと難しい内容の事件

なんですが、あえて4日でやったということだと思います。その分、評議の時間はちょっと無理して短くしていたかもしれないですね。

3番

そのような気が私はしたんです。意見は随分言わせてもらったんですけど、果たして皆さんがそれで御自分の意見、納得して言われたのかなというような感じは持ちました。

司会者

もっと時間が欲しかった。

3番

もうちょっと、あと1日あったら、また違ったかなと。

司会者

事件の内容からすると、確かにおっしゃることもあるかもしれませんがね。強盗致死は無期懲役とか死刑しかないような重罪ですので、その実行犯となると。でも、いろいろなスケジューリングがあるので、それ一概には申し上げられません。ありがとうございます。4番さん、評議、話合いはいかがでしたか。

4番

裁判長が進行役を務めていただいたおかげで、一人一人、きちんと自分の意見を言う時間を持つことができ、とても分かりやすく審理ができたと思います。また、審理中にどうしても忘れてしまったり、資料をこれ見たいなと思ったときに、裁判官のほうで検察官や弁護士の資料を再度提出してくれたおかげで、より詰めた審理ができたと思っております。また、判決でも一字一句、やっぱりこういった言葉がいいんじゃないかという意見も出ましたので、本当に長くっていただいたおかげで、そういったこともできたなと思っております。

司会者

ありがとうございます。やっぱり裁判長は、私じゃないですけど、御意見を順番に聞いていくという感じですか。

4 番

反対意見が出ている人なんかに関しては、その人に言って、どうですかという。順番回って指すよりは、そういった一人一人に確実に聞きますけれども、それと反対方向の意見の人に対してどうだったかというような聞き方でしたので。

司会者

ありがとうございました。評議，話し合いについて，5 番さん，いかがでしたか。

5 番

私は、全体的に要所要所振り返りできた上で進められたかなと思っています。裁判官の皆さんも裁判員に対してそれぞれ意見を求めてくれるような形で流してくれたので、意見は言えたかなと思います。考え方のポイントとかも言っていただいたり、あとホワイトボードを活用したりしていただいて、人間関係図みたいなものも示しながらだったんで、その点とても助かりました。また、担当した事件がとても人間関係が複雑だったということで、確実な何か事柄を一つ一つ積み上げていくということがとても難しく、裁判員の人たちもちょっと一時黙っちゃうような時間帯も多かったかなと思っています。裁判官の方々もできる限りざくばらんな空気を作っていたできるように、かなり努力していただいたんですが、なかなか重い空気になっちゃっていたかなというのがありまして、自分の考えが的を射ているのかなと不安になって、ちょっと発言に勇気が要るような期間も一時期ありました。量刑に関しては、こちらでも量刑を考える段階になりまして、裁判官のほうから基本的な考えをまず分かりやすく御教示いただけたので、スムーズに量刑のほうの議論に入れたかなと思っています。

司会者

5 番さんの事件の争点は多岐にわたるんですけど、例えば共同正犯になるかという話の中で、この人がグループの一味であるかどうかという話はしたんですか。

5 番

はい。

司会者

そういうところはどうでしたか、分かりやすかったですか。

5 番

人間関係図を見ながらという形で進めていたんですが、確実に言えることを積み上げていくという作業がとても難しかったかなと思うんです。こういうことから言えることは何かですとか、逆にこういうことを言えないという可能性はあるかという、そういう考え方はふだんしないので、どういうふうに結び付けていいかというものがちょっと考え方がフリーズしてしまって、どうしていいか分からなくなってしまふようなときもありました。

司会者

全体で話合い、何日ぐらいかかったんですか。多分三、四日かかったんじゃないかと思うんですけど。

5 番

そうですね、そのくらいかかったと思います。

裁判官

詐欺のグループでまず1回、審理と評議をやって、論告もしていただいて、詐欺だけで評議したんです。その後、強盗だけで審理をして論告をしていただいて、結論を出してという、かたまりごとに事実認定の評議をしたという形で進んだと思います。

司会者

そうすると、かなりの日数がかかったということですね、トータルで。

5 番

そうですね。

司会者

はい、ありがとうございます。続いて6番さんいかがですか。

6 番

評議関係は皆さん、自分もですけど、言いたいことは言えるメンバーが結構集ま

っていたような感じがします。補充の方も評議にかなり入ってもらったし、自分もすごく意見は十分に言えたような感じはします。裁判官の3名の方が何を重要視するかをその場その場で、もしも脱線していくようであれば、そこで助言を入れていただいて、その道をそれないように、さりげなくやっていたような感じがしますんで、そこら辺でどンドンと意見は自分なりには言えたと思います。量刑のことなんですけど、介護関係の事件だったので、量刑分布のグラフ、殺人のグラフの統計とかその中で介護殺人の場合は執行猶予が基本付かないというのを初めて知りまして、そこら辺を今回の事件の内容を加味して判決を出した、自分たちで出した感じなんです。自分的には、量刑の基本的な考え方はかなり分かったと思います。

司会者

行為責任という量刑の基本的な考え方、個別の事件の特殊性等はあるんだけど、多くの事件との比較においてその位置づけというのは参考にして、その中でどの辺に位置づけられるのかなということを考えて、判決、量刑を考えていくと、それでもって公平な裁判をなるべく実現したいということなんですけど、この考え方の説明は必ずあったと思います。理解できなかったとか、おかしいと思ったとかございませんか。今も裁判員裁判はこの考え方で、量刑グラフを参考にして行うということがもういつも行われているわけです。裁判員裁判も実施されてから10年たちますけども、初期の頃は必ずしもそういう理解がまだ十分じゃなくて、量刑グラフも裁判員裁判の量刑資料というのが十分にあるわけではないということもあったんですけど、今行為責任の考え方をかなり皆さんに理解していただくことによって、量刑についても安定してきて、妥当な、適切な量刑がなされるようになってきたというふうに理解しております。その点はよく行為責任を理解していただいて、やった行為の重みを基本に考えるんだよということですね。ありがとうございました。

時間もあと30分ぐらいになりましたが、ここで今回皆さんが御参加いただいて、スケジュールとか負担の問題、負担というのは物理的負担と心理的負担と両方あるんですけど、実際大変だったことはありませんかというふうなところをお聞かせい

ただきたいなと思うんですけど、今度は1番さんに戻って、いかがでしょうか。

1番

自分たちの回数は6回でして、その間にいろいろ審理する時間が3回で、私はちょうど良かったかなと思います。それから、負担という意味でも評議の中での審理に集中することによって、うちに帰っては、それはすっかり忘れるというんじゃないんですけど、疲れたなという感じで解放される、また集中するという繰り返しが、裁判の判決のときに土日を挟んでだったものですから、より詰めることができて、ちょうどいいスケジュールだったというふうに思いました。

司会者

同じ事件ですけど、2番さんはいかがでしたか。

2番

スケジュールというのはプライベートの。

司会者

そうですね、何かいろいろ忙しいのにこれに参加して大変だったかどうかとか。

2番

それは、会社に勤めていて、勤務時間というのが大体8時から5時ぐらいなので、大体同じ時間で家からの通勤時間と今回の裁判時間が合っていたので、そういう面ではそれほどちょうどよくというか……。

司会者

会社の方もよく理解していただいたんですか。

2番

そうですね、会社のほうも一応そのような規定みたいな形で、特別の休暇とかそういうものも設定されていたので、理解していただくことができたんで。

司会者

良かったですか。

2番

良かったです。

司会者

3番さん、いかがですか。参加のしやすさといえますか。

3番

仕事の的には全く無関係ではない仕事をしていきますので、会社のにはすごく理解がありました。今後の仕事に生かせるんではないかということで、会社も参加はすごく喜んでくれました。スケジュールもかなり前から日程が分かっていたので、その辺は予定を組んでもらう上も問題はなかったと思います。

司会者

ただ、内容的には、もっと話し合う時間が欲しかったということですね。

3番

私的には、少年だったこともあって、成人とは違う何かがあるはずだという思いがあったので、そののところをもうちょっと話し合いたかったなと思ったんで。

司会者

御負担とは逆の方向というか、もっともっとという感じですね。

3番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがですか。

4番

4日間という短い期間でしたので、一応スケジュールも事前に分かっていたので、仕事も調整することができまして、良かったと思います。終わった後の仕事のたまっている量をちょっと想像すると、ぞっとはいたしましたということがありました。

司会者

大変だったですか、やっぱり仕事復帰したときは。

4番

多少なりはたまっていましたので、でもそんなに無理するほどの量ではなかった
ので、大丈夫でした。

司会者

そうですか。ありがとうございます。この点、5番さんはいかがですか。

5番

ちょっと私は11日間ということで、正直長かったです。職場のほうは理解があ
ったということと、あと繁忙期じゃなかったということがあったので、ちょっと調
整する時間はあったので、うまく調整をして今回は無事参加できたということで、
実際に事件を担当してみて、事件の内容的にはこのぐらいかかるのかなとは思っ
たので、いたし方ないだろうと思ったんですけど、やっぱり長いなという印象でした。

司会者

11日だと必ず3週間にわたりますよね。

5番

そうです。

司会者

2週間じゃおさまらないですもんね。その11日間は、仕事から完全に離れてい
たんですか。

5番

最初のうちは帰りがけに少し寄って仕事の様子を見たりとかというのはしていた
と思います。

司会者

ありがとうございました。6番さん、どうでしたか。

6番

自分は会社的に理解がある会社なんで、良かったんですけど、きちんと特別休暇
で休んで、会社としては初めてなんで、行ってこいという感じで、今日も行ってこい

と言われたんで、こちらに来ている感じです。

司会者

積極的に協力的に理解していただいたということ、それはうれしいですね。ありがとうございます。でも、心理的負担はどうでしょうか。

6番

初めは、やっぱり人を殺めるという感じの事件だということを聞いたときはあれだったんですけど、法を犯しちゃってますけど、一人一人の人生を決めることをやるわけですから、初めは緊張しましたが、やはりいい経験だったということだと思います。

司会者

ありがとうございました。7番さんはいかがでしたか、スケジュールその他。

7番

今の形は無職なんで、非常に何でも受け入れられるという点で、ほかの人よりもすごく役立ったかなというのがあるんですけど、私の若い頃というか、仕事をやっていたときのことを考えると、5時になったらタイムカードをがちゃんとやって、食事して休憩して、また仕事に戻るって本当はいけないことを随分やっていたものですから、若い人ほどこういうので抜けるというのは難しいと思います。歳を取ってくると、うまく調整して仕事が回るようにしてというのができるようになってくるから、中高年になればいいんだろうけど、若い人にはこういうので抜けるのは酷だろうなというのはありました。

司会者

評議の中には若い方もいらっしゃったんですか。

7番

みえました。

司会者

そうですね。人によっていろいろ御都合が必ずあるはずなんで、調整、いきなり選

任されますんで、そこから始まるということで結構大変な面は必ずあると思っております。ありがとうございます。8番さんはいかがでしょう。

8番

私も会社側が特別休暇を作って、制度をちゃんと作ってくださったので、何も心配せずに参加することができました。月末、月初はちょっと仕事の忙しかったものですから、月末、月初を外れていたのも、とても助かったと思います。

司会者

ありがとうございました。スケジュール的には伺ったとおりのかもしれませんが、多分殺人事件、今日は多いですね。殺人とか人が亡くなった事件に関与された方が。6人の方は人が亡くなったような事件、7番さんの事件なんかも実質的にはその後の事件で人が亡くなったりしてということもあって、心理的にいつまでも事件のことを考えてしまったり、そういうのはなかったですか。こういう裁判に参加されたことが心理的に御負担にならなければいいななんていうふうに私ども心配しているんですけど、今回お集まりの方々はその面はなかったですか。我々もいろいろ工夫して、昔の証拠調べと違って、なるべくショッキングなものは証拠として見えないようにしていたりということで配慮は申し上げているんですけど、それも完璧ではないかと思っておりますが、今回御参加いただいた皆さんがそういう御負担は感じられなかったということであれば、ひとつ工夫した効果があったのかなとも思っております。ありがとうございました。それでは、大体予定の内容はお伺いできましたので、最後、これから裁判員裁判に参加される方たちにどんなことをメッセージとして言っただけかということなんですけど、いかがでしょうか。今度は4番さんからいきましょうか。

4番

法律の知識や殺人とかそういった事件性に負担ということは全くなく、気軽に、また裁判官の方も事務局の方もとても親切にさせていただけるので、是非とも参加して、やはり何かしら自分の身に付けてほしいなと思っております。

司会者

ありがとうございます。5番さんは何かメッセージいただけますか。

5番

私のような素人がこういう裁判にかかわれるのかという最初不安もあったんですけども、裁判官の方、弁護士の方、検察官の方それぞれ、いろいろ分かりやすいように工夫してやっていただけていたので、十分我々でも参加できるんだなということは実感しました。大変な面ももちろんあるかと思うんですけども、私としては結構得たものも大きかったかなと思います。今SNSやヤフコメとか見ると、結構事件が起きると安易に極刑だとか、一生刑務所から出てくるなという言葉はたくさん書き込まれてはいるんですけども、実際自分が刑を考えるに当たって、その刑の重さというものをすごくずしんと感じる事ができたので、それはすごくいい経験だなと思いました。得るものがあるので、時間とかが許す方は是非やっていただければなと思いました。

司会者

ありがとうございます。6番さん、メッセージいただければと思います。

6番

自分は、国民の義務にしてもいいぐらい、いい制度だと思っております。

司会者

ありがたいです。

6番

はい。とりあえずやったことない人は、面倒くさいとかそういう意見が多いと思うんですけど、実際やると得るものはかなり多いと思います。事件によって日数が多かったり少なかったりしますが、それに見合うだけの新しい自分の考え方が、やった人は絶対できていると思いますので、おっくうがらずに、今度やる人はやってみたほうが良いと自分は思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。7番さん、メッセージいただけますか。

7番

私も本当にいい経験になったんで、いろんな困難はあると思いますが、それを乗り越えてこういう裁判に参加できたらなど、そういう経験ができると、すごく自分にプラスになるよと言いたいです。できれば高校生あたりにこういう体験をさせると、すごくいいんじゃないかなという感想もあります。

司会者

ありがとうございました。若い方にもですね。制度上は高校生は裁判員になれないんですけど、でもそういう法律に触れる機会、裁判に触れる機会って、やっぱりあったらいいですね。裁判員裁判の制度が始まって以来、傍聴される人がどんどん増えて、高校生、中学生、小学生もどんどん傍聴で来てくれています。来ていただくと、傍聴ももちろんできるし、こちらからこの法廷、どんなふうになっていてと説明もさせていただくんです。そうやって身近に裁判を感じていただける機会って増えているんじゃないかと思ってまして、昔の義務教育ってほとんど法律とか裁判のことを説明していなかったと思うんですけど、今はかなり変わってきて良くなってきているんじゃないかなと私は思っております。今後もっとそれが進むといいですよ。ありがとうございました。8番さん、メッセージいただけますか。

8番

裁判員裁判が始まったときとかに、日数かかるんじゃないのって、ちょっと行きづらいんじゃないのという意見はやっぱり出ていたんですね、周りでも。でも、本当に裁判員裁判を一度やってみてほしいと思います。本当に視野が変わりますし、自分の考え方も何か事件を見ても全く違う考え方になると思います。事件が起こって、それについて裁判員裁判だけでなく、裁判を見に来るだけでも、一度見てみればかなり考え方って変わるんだと思うんで、何か裁判所ってちょっと怖いかなと思ったんですけど、もっと裁判所にちょっと親しんでみてもらいたいなと思います。

司会者

そう言っていただけると本当にうれしいです。親しみの持てる裁判所ってどんなのかなんていう気もしますが、私たち仕事でやっておりますけど、やっぱりみんなのためというか、市民のためというか、社会生活そのものに密接にかかわっているのが法律とか裁判の世界だと思いますので、今後こういう広がりというのがどんどん出てくればいいなと思っております。それでは、メッセージ、1番さんに戻りましてお願いします。

1番

皆さんもお話しされたように、罪を犯すことは悪いですが、加害者側の心理という感情というのに寄り添いつつ、被害者のことも考えてという意味では、罪を起ささないほうがいいんですけども、起こす心理をより学ぶことができたかなというふうに思いまして、こういうことも非常にいい機会、難しい知識は要らない、人と人との関わり合いから犯罪が起きているんだなということが分かりました。罪を起すもう一つの原因というのは何だろうな、例えば加害者がニートでお父さんと意見が合わない、これは家族間のコミュニケーションの大切さとか、社会環境がどういふものなのかなと考える機会にもなったかと思えます。こういう機会を捉えることができたということをとっても、裁判員裁判、自分の今までの固まった知識とは違うところの断面で見ることができる、すばらしいなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。2番さん、メッセージをお願いします。

2番

私も今回参加させていただいたことで、裁判というものが全く分かっていなかったのが、どのように進められて、一つの判決が出ているかということもとても経験して分かったことが多かったので、責任のある立場ではありましたが、重荷になったというよりは、とても自分に得るものがあったという、いい経験をさせてもらって、是非またこれから参加の方が不安になることよりも、やはりプラスになることが多いということを知っていただければと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、最後に3番さん、メッセージをお願いします。

3番

裁判員に選ばれた私たちの負担というのを考えていただいていると思うんですが、先ほど何名かの方が会社が特別休暇を与えてくれた、そういう制度を設けてくれたというふうに、会社も含め、理解をしてくれて、選出された人だけではなくて、会社もそういうふうに変わっていくんだなというところまで来ているんだなと思いましたし、私個人的には、やっぱり以前は悪は悪というか、悪いことをした加害者側、被告人を全面否定していたんです。聞く耳を持たなかったというか、そういう自分だったんですけども、やはり参加してみて裏側を見たり聞いたり感じたりということができて、被告人側にも言い分というか、事情があったんだなという理解もしている自分がいるということにも気付きましたし、すごく人間として成長していく一つのいい場所ではないかなというふうに私は思っていますので、是非参加していただくことをお勧めしたいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、検察官、今日参加いただいて、一言いただけますか。

検察官

今日は本当にありがとうございました。我々は知りたくてもどうしても皆さんの評議の状況を知ることができないので、このような貴重な機会に皆さんの率直なお気持ちをお聞かせいただいて、大変参考になりました。皆さん、多大な負担の中で審理に参加していただいているのに、こんな前向きなお答えを聞かせていただけて非常に感動しております。これからも検察官も一当事者として頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

司会者

弁護士会、いかがでしょうか。

弁護士

本当になかなか内側からは分からない意見というか、外の方々からいただいた意見というのは貴重なものがあると改めて思いました。今日いただいた御意見を弁護士会に持ち帰って、今後の裁判員裁判の糧にしていきたいと思えます。ありがとうございました。

司会者

柴田裁判官、何かメッセージございますか。

裁判官

非常に貴重な意見ありがとうございました。裁判とか事件を見る目が変わったという話をいただいて、社会の中で裁判員制度が持っている意義というか、そういうのを改めて確認することができました。頑張っていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

司会者

それでは、意見交換会は一区切りということで、御列席のマスコミの方々がいらっしゃいますので、守秘義務についても配慮の上、御質問が何かございますでしょうか。特段なければこれで終了いたしますが、よろしいでしょうか。

主催者

本当に皆様方におかれましては、裁判員裁判への御参加ということでも大変な御尽力いただきました上に、お忙しい中、本日またこのようにお集まりいただき、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。最後に、メッセージも含めて裁判員裁判への参加について非常に前向きに捉えていただいているということ、大変ありがたく思っております。また、どんな制度でもそうですけれども、ますますより良くしていく、こういう努力は続けていかなければいけないと考えておりますので、本日いただきました意見も踏まえて、我々のほうも引き続き努力してまいりたいと思えますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

司会者

本日は大変ありがとうございました。これをもちまして本年度の意見交換会を終了したいと思います。今後とも裁判所のことを是非よろしくお願いいたします。

以 上